

平成 25 年度第 27 期「語学指導等を行う外国青年招致事業」募集要項

「語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）」は、日本における外国語教育の充実及び青年交流による地域レベルでの国際交流の発展を図ることを通じて我が国と諸外国との相互理解を増進し、もって我が国の国際化の促進に資することを、その目的とする。

この目的は、JET プログラム参加者（以下、「参加者」という。）に地方公共団体、公・私立小・中・高等学校等の活動の場が提供されることによって達成される。

本事業は、日本国の総務省、外務省、文部科学省及び(財)自治体国際化協会（以下、「CLAIR」という。）の協力の下に、地方公共団体等（以下、「任用団体」という。）が実施している。

本事業は、本プログラム参加諸国政府の支援協力の下に、1987 年を初年度としてスタートし、2012 年度は、40 カ国から 4,360 名（注 2 及び 3 参照）が参加する。

本事業は、過去 26 年間、絶大な評価を博しており、この高い評価を維持することは非常に重要である。招致される参加者は、当該国を代表する名誉ある者として、国際的相互理解の進展に努める等相応の責任を果たすことを期待されており、日本への深い関心、円満な性格及び健全な心身等を有する者の応募が望まれる。

通常、本事業に参加する者は、1 年間の任用期間で任用団体から任用される。来日の際の航空運賃や報酬は、任用団体を通して日本の納税者が負担する。参加者は地方公務員として任用団体に勤務することとなるため、公僕としてふさわしい行動が求められる。

配置先決定後の参加取り止め及び任用期間途中における退職等は、任用団体が多大な迷惑を被り、本プログラムの運営に重大な支障をきたすこととなるために、厳に慎まなければならない。

1. 募集職種・職務内容

1) 募集職種

●国際交流員：

国際交流活動に従事する者。地方公共団体の行政部門等に配置され職務に従事する。

2) 職務内容

●国際交流員：

任用団体の所属長の指示を受け、職務に従事する。職務内容は、任用団体により異なるが、概ね次のとおりである。

(1) 任用団体の国際交流関係事務の補助（外国語刊行物等の編集・翻訳・監修、国際経済交流事業を含む国際交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言、外国からの

訪問客の接遇、イベント等の際の通訳等)

- (2) 任用団体の職員、地域住民に対する語学指導（注 5 参照）への協力
- (3) 地域の民間国際交流団体の事業活動に対する助言、参画
- (4) 地域住民の異文化理解のための交流活動（学校訪問を含む）及び外国人住民の生活支援活動への協力
- (5) その他

2. 資格要件

一般要件：

- (1) 日本について関心があり、来日後もすすんで日本に対する理解を深める意欲があること。日本語を学ぶ努力をすること又は学び続けること。日本の地域社会における国際交流活動に参加する意欲があること。
- (2) 心身ともに健康であること。
- (3) 日本で職務に従事し、生活適応する能力を有すること。
- (4) 大学の学士号取得者又は指定の来日日までに学士号取得見込みの者であること。
- (5) 応募時に、募集選考国の国籍（永住権ではない。）を有すること。日本国籍を有する者は参加同意書提出期日までに日本国籍を離脱する手続きを行うこと。日本以外の二重国籍を有する者は一つの対象国籍者として応募できる。
- (6) 指定言語（注 6 参照）について、現代の標準的な発音、リズム、イントネーションを身に付け、正確かつ適切に運用できる優れた語学力を有していること。また、論理的に文章を構成する力を備えていること。
- (7) 2010 年度以降（2010 年 4 月指定来日日以降）の JET プログラムに参加しておらず、かつ、過去の参加累計期間が 5 年以下であること。
- (8) 前年度 JET プログラムに合格し、配置先決定の通知後、辞退した者でないこと。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合を除く。
- (9) 応募時までに、2003 年以降合計して 6 年以上にわたり日本に居住していないこと。
- (10) 本プログラム終了後も日本との交流に積極的に関与する意欲を有していること。
- (11) JET プログラムに参加するための我が国への入国に際して、出入国管理及び難民認定法第 2 条の 2 に定める在留資格をもって在留することに同意すること。
- (12) 日本国法令を遵守すること。
- (13) 犯罪に係る刑罰等の執行猶予を受けている者においては、応募時までに執行猶予期間を満了していること。

英語圏以外の国の場合：

- (14) 英語又は日本語の実用的能力を有すること。

●国際交流員については、一般要件のほか、更に以下の要件を満たすこと。：

- (18) 日本語の実用的な能力を有すること。

3. 勤務条件

勤務条件は、事業主体である任用団体が決定する。任用団体により異なるが、一般的には次のとおりである。

(1) 任用期間・勤務時間

任用期間は、原則として指定来日日の翌日から1年間とする。なお、指定来日日に来日できず、来日が遅れた者については、期間が短縮される場合がある。

参加者が、別途任用団体が定める条件に違反した場合、1年を満了しなくとも任用解除となる場合がある。

任用団体と参加者との合意がなされた場合に限り、再度1年間の任用が可能となる。この場合、再任用の回数は原則2回までとする（合計3年間のJETプログラム参加）。ただし、任用団体において勤務実績、経験・能力を考慮の上特に優れた者については最高4回までの再任用を可能とする（合計5年間のJETプログラム参加）。

期間の途中で退職すると、学校の教育計画や本プログラムの運営に重大な支障をきたす。したがって全ての参加者は、任用期間を全うすることを要求される。

勤務時間は、休憩時間を除き1週間について35時間程度である。勤務時間の割り振りは、任用団体により異なるが、通常、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分の時間帯内で定められる。基本的に、土曜日・日曜日・日本の祝日は休みとなる。ただし、業務の都合により、勤務時間の変更や土曜日・日曜日・日本の祝日における勤務が必要とされる場合がある。また、有給休暇は任用団体により異なるが、最低10日は付与される。

(2) 報酬

年間報酬額は、初年度は336万円程度とし、再任用された場合の2年目は360万円程度、3年目は390万円程度とする。また、任用団体が特に優れた参加者に対して2回を超えて再任用を行った場合、4年目及び5年目の年間報酬額はそれぞれ396万円程度とする。この金額は、日本における平均的生活費としては、十分な額である。また、この金額は1年間の任用期間を満了した場合であり、特に、指定来日日に来日ができず、来日が遅れた参加者については、初年度の任用期間は1年未満となり、年間報酬額はこれを下回ることに注意する。

所得税及び住民税が課税される場合には（注7参照）、この報酬額から本人が負担する。初年度の任用期間が1年未満となる参加者については、日本の所得税法上の「非居住者」に該当し、報酬支払額の20%が所得税として課税される。

報酬は月額で支給される。帰国時にはその年に課税された住民税等の一部をまとめて納税する必要が生じる場合がある。

また、日本では、健康保険、厚生年金保険、雇用保険等に参加しなければならず、その経費の一部は個人負担である。この個人負担は月毎に税引き後の報酬額から報酬支給時に差し引かれる。

(3) 兼業の禁止

参加者は、任用期間中、本プログラム以外の就業が原則として禁止されている。

4. 任用団体

参加者の配置は、CLAIR が決定する。参加者は配置された団体に赴任しなければならない。以下に列挙するような特別な事情については考慮されるが、必ずしも要望どおりの配置ができるとは限らない。(特に、補欠繰上者の場合、要望に応じることが困難となる。) また、考慮されるべき事情がある場合は全て応募書類に記入すること。それ以外の方法での要望は受け付けない。なお、応募後の変更は、特別な事情であっても考慮できない場合がある。

考慮される特別な事情：

- ◆ 配偶者も同時に本プログラムに応募している場合
- ◆ 配偶者又は本人の家族が既に日本国内に居住しており、転居が不可能な場合

5. 個人情報

本応募に係る個人情報は、在外公館において使用されるほか、総務省、外務省、文部科学省、CLAIR、都道府県及び政令指定都市（注 8 参照）、任用団体に提供され、配置、オリエンテーションの実施等に使用される。また、採用後に緊急事態が発生した場合、任用期間途中において中途退職する場合にも、プログラムの運営（※）のため、その時期及び理由等を上記関係各機関に連絡することがある。

※ここでのいうプログラムの運営とは、具体的に以下のことを指す。

- (1) 中途退職者の補充業務
- (2) 各種負担金の請求・払戻業務
- (3) JET 傷害保険に伴う契約や管理
- (4) JET プログラム参加者リストの更新
- (5) 緊急事態が生じた場合の対応
- (6) その他 JET プログラムの円滑な運営に必要な業務

6. 渡航及び帰国について

- (1) 来日費用等の弁償等

合格者は指定された日程に従い、指定された航空便で来日しなければならない。指定された航空機に搭乗しなかった場合には、人道的な理由等やむを得ない場合でない限り、合格は取り消される。

各国の指定された空港までの各国国内交通費は自己負担である。

各国の指定された空港から成田国際空港までの航空券及び成田国際空港からオリエンテーション会場までの交通費、オリエンテーション会場における宿泊費及びオリエンテーション会場から各任用団体への交通費航空券等は任用団体が負担する。このため、配置先決定後に本プログラムへの参加を辞退した者及び合格を取り消された者は、人道上やむを得ない場合を除き、これにより発生したキャンセル料等（任用団体が赴任後の住居の手配等をしている場合には、当該費用に関するものも含む）を支払わなければならない。

なお、航空運賃のキャンセル料は、キャンセルが確定した日によっても異なるが、指定

された出発日の 30 日前から 15 日前までの間は当該航空運賃の半額、指定された出発日の 14 日前から出発日までの間は全額とする。また、「人道上やむを得ない場合である」と判断する場合、それを証明する書類の提出を求める場合がある。

(2) 日本国内からの参加について

プログラム参加前に既に日本国内に居住しており、国内において指定来日までに在留資格の変更が可能な参加者は、国内からの参加が認められる。「短期滞在ビザ」により日本国内に入国した者については、在留資格の変更が認められていないため、JET プログラムへの参加前に一旦本国に帰国した上、指定された航空便で来日することとなる点につき注意すること。「短期滞在ビザ」以外のビザからの在留資格の変更が可能か否かは、参加者の責任において日本国内における所定の入国管理局に確認をし、変更が不可能な場合には本国に帰国の上指定された航空便で来日しなければならない。

日本国内から参加する場合は、指定された空港又は指定された鉄道の駅からオリエンテーション会場までの交通費が任用団体から支給される。指定された空港又は指定された鉄道の駅までの交通費は自己負担とする。東京から 100km 未満の地点から参加する場合は全て自己負担となる。

オリエンテーション会場から赴任地までは、同一の取りまとめ団体に配置された参加者と一緒に移動することとし、個別に移動することは認められない。また、その交通費は任用団体が負担する。

(3) 終了後の帰国費用

任用期間を満了した後の帰国費用は、任用期間の終了後帰国までの間に、日本において当該団体又は第三者と雇用関係に入ることなく、かつ、1 ヶ月以内に帰国する場合、日本から来日時の指定された空港までの帰国費用が、原則として航空券により支給される。

日本国内から参加した者のうち上記要件を満たす者については、出身国内の指定される国際空港（面接選考を受験した在外公館が所在する国際空港）までの帰国費用が、原則として航空券により支給される。

(4) 来日経費の返還

参加者は、正当な理由なく帰国する等任用条件に違反した場合、また、訪日後に JET 参加者としてふさわしくない行為により合格が取り消された場合は、自費で帰国するとともに、任用団体が既に支払った往路の経費を返還しなければならない。なお、住居に関する費用等を任用団体が負担した場合も同様とする。

(5) 家族の査証

参加者が同伴する家族（配偶者及び子ども）は、在外公館において法律上有効な婚姻関係又は親子関係にある旨を立証する証明書を提出の上、査証申請を行い、家族滞在査証を取得しなくてはならない。対象となる家族は、法律上有効な婚姻関係又は親子関係である家族であり、婚約者や事実婚者等は対象とはならない。

7. 住居

住居については、任用団体から参加者に対し、適切な情報が提供される。原則として、住居は参加者が契約し、住居にかかる費用も全て参加者が支払わなければならない。任用団体が住居の手配を代行する場合があるが、この場合も、諸費用は全て参加者の負担となる。また、任用団体が住居を指定する場合がある。

日本においては、入居前に、家賃のほか、入居に要する諸費用の支払いが必要となる。入居に要する諸費用は、敷金、礼金、不動産業者への仲介手数料、前家賃等である。これらの諸費用は、参加者が、来日直後に支払わねばならない。諸費用の額は、通常、家賃の2ヶ月分から6ヶ月分程度の額となる。また、部屋の維持費及び修繕費については、賃貸借契約の定めるところによる。

8. オリエンテーション及び研修

(1) 出発前オリエンテーション

日本に出発する前に、本事業及び日本語学習教材が送付される。また、出発前に各在外公館において出発前オリエンテーションが行われるので、合格者は出席しなければならない。

なお、日本国内からの参加者への出発前オリエンテーションは行っていない。

(2) 来日直後オリエンテーション

CLAIR、文部科学省及び任用団体により生活一般、職務の遂行等に関する研修が行われる。新規参加者は、来日直後オリエンテーションに出席しなければならない。

(3) 研修

来日後、参加者は、日本語能力の向上と、帰国後の日本語普及等を通じた対日理解の促進を図るため、日本語学習の機会がCLAIRから提供される。

また、CLAIR、文部科学省等が出席を義務づけている研修には必ず出席しなければならない。

9. プログラム終了後について

JET参加者は、プログラム参加後、さまざまな分野で日本と母国の間の架け橋として活躍することが強く期待されている。過去のJET参加者は終了後、各国・地域において同窓会組織であるJETAA（JET Alumni Association）を発足させて、日本と母国との友好関係促進のために草の根レベルでさまざまな活動（会員相互の情報交換、JET帰国者のケア、日本文化紹介、教育広報等）を行っている。JETAAは全世界に52支部あり、会員数は約23,000人となっている（2012年現在）。新規の参加者は、帰国後、近隣の在外公館に帰国後の連絡先を連絡した上で、JETAAに参加し、日本紹介、教育広報等の活動を積極的に行うことが強く期待されている。

10. 応募方法

応募者は次の書類を整え、[2013年1月4日]までに、母国にある日本大使館または総領事館に提出しなければならない。早期提出が望ましい。なお、これらの提出書類は返却されない。

詳細は、Application Form Instructions を参照のこと。

応募書類	原本	写し
1) 応募申請書	1	2
2) 健康状況自己報告書	1	2
3) 推薦状 ● 英語又は日本語による推薦状2通 卒業見込者については、必ず1通は卒業予定年月日を明示した大学関係者の書類であること。	2	各2
4) 成績証明書 - 大学における全ての課程	1	2
5) パーソナルエッセイ ● A4 サイズ又はレターサイズ2ページ以内とし、ページを超える部分は考慮の対象としない。タイプ打ち、片面、ダブルスペース。 日本語又はポルトガル語	1	2
6) 卒業証明書 ● 卒業見込者については、卒業見込証明書又は在学証明書を提出すること。	1	2
7) 国籍を証明する文書の写し（旅券等）	0	3
8) （犯罪歴の欄に「有」とした場合は）（無）犯罪証明書 応募時に提出できない場合は、個別に各国大使館に照会すること。	1	0

11. 配置先決定の通知及び参加資格の取り消し

(1) 合格通知

一次及び二次試験の結果、在外公館が推薦する候補者のうち、関係機関の協議を経て、任用団体が決まった者を合格者とする。合格者に対して2013年2月以降に外務省が、在外公館を通じて配置される任用団体名を通知する。その後、任用団体からは採用通知書、勤務条件や勤務先を明示した書類、任用団体の紹介パンフレット等が合格者に直接送付される。

(2) （無）犯罪証明書及び健康診断書の提出

申請者で犯罪歴を「無」とした合格者を含めて全ての合格者には、原則として訪日前に（無）犯罪歴証明書及び健康診断書を入手し、所轄の公館への提出が義務づけられている

(無) 犯罪証明書の提出は、次のとおり、全ての合格者及び補欠者並びに応募時に犯罪歴ありとした全ての応募者に対して義務付けられている。提出した(無) 犯罪証明書に記載の犯罪の性質等によっては以下(3)にあるとおり参加資格が取り消されることがある。

(i) (無) 犯罪証明書については、少なくとも5年間以上(期間につき制度上制約がある場合は、可能な限り近い期間)の証明書を提出する。

(ii) 原則として、現居住地の州政府の証明書を提出する。ただし、連邦政府の証明書の方が取得が容易である場合には、連邦政府の証明書を提出しても差し支えない。

(iii) 現居住地の州政府の証明書を提出し、かつ、当該証明書に当該州の(無) 犯罪情報しか含まれていない場合には、過去5年間において当該国の現居住地の州以外の同一州に引き続き少なくとも12ヶ月以上滞在したことがある応募者は、かかる滞在州の証明書もあわせて提出する。現居住地の州政府の証明書に当該州以外の州も含む当該国全体の(無) 犯罪情報が含まれている場合には、当該州以外の州の証明書を提出する必要はない。

(iv) 過去5年間において、海外の同一国に引き続き少なくとも12ヶ月以上滞在したことがある応募者は、かかる国の(無) 犯罪証明書も提出する。

(v) 過去5年間において、日本に居住した経験がある応募者は、日本居住期間に限って証明書の提出を免除する。

書類提出後の罹病又は犯罪等は、JET プログラムへの参加資格に関わる場合があるため、速やかに所轄の公館に申し出ること。

なお、JET 合格者本人の事情により、職務に制約を受けることが明らかとなり、かつ、受け入れる任用団体がいない場合、配置ができないことがある。この者の制約が解消されたと認められた場合には、次年度の再応募時の書類選考は免除される。

(3) 参加資格の取り消し

JET 最終候補者及び合格者に以下のような事由が生じた場合には、予告なく参加資格が取り消されることがある。:

- a) 参加者としてふさわしくない行為があった場合又はそのような行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
- b) 応募書類に虚偽の記載があった場合
- c) JET プログラムへの参加にふさわしくない犯罪歴(飲酒運転、麻薬、性犯罪、児童犯罪等)があると認められた場合(応募書類提出後も含む)。
- d) 参加同意書及び医師による健康診断書等を期日までに提出しなかった場合
- e) 日本国籍との二重国籍者が参加同意書提出期日までに日本国籍を離脱しない場合
- f) 資格要件を満たさないことが、当事者の責に帰すべき事情により、事後的に明らかになった場合

12. 応募から来日までの日程

【４月来日国の場合】

2012 年

12 月 募集開始

2013 年

1 月 応募締め切り、一次試験（書類審査）
二次試験（面接試験）
2 月 合格発表
4 月 出発前オリエンテーション等
来日、任用開始

13. 専属的管轄裁判所及び準拠法についての定め

募集についての専属的管轄裁判所は東京地方裁判所とする。また、準拠法は日本法とする。

注：

1. 「スポーツ国際交流員」

特定種目のスポーツを通じて、国際交流活動に従事する者。スポーツ施設や教育委員会の関係部署等に配属され、スポーツ指導等を行う。

2. 2012 年度における各国からの参加予定人数（2012 年 7 月 1 日現在）

招致対象国	ALT	CIR	SEA	総計
アメリカ合衆国	2, 232	102		2, 334
英国	419	13		432
オーストラリア連邦	242	20		262
ニュージーランド	237	11		248
カナダ	458	19		477
アイルランド	101	6		107
フランス共和国	4	10		14
ドイツ連邦共和国	1	13		14
中華人民共和国	8	69	1	78
大韓民国	2	55	7	64
ロシア連邦	2	8		10
ブラジル連邦共和国		16		16
ペルー共和国		1		1
スペイン		2		2

イスラエル国		2		2
イタリア共和国		3		3
南アフリカ共和国	105			105
アルゼンチン共和国		1		1
ベルギー王国		1		1
フィンランド共和国	4	1		5
モンゴル国		4		4
オーストリア共和国		1		1
インドネシア共和国		1		1
スイス連邦	1			1
インド	1			1
フィリピン共和国		1		1
オランダ王国	2			2
シンガポール共和国	57	2		59
ジャマイカ	65			65
マレーシア		1		1
バルバドス	9			9
トリニダード・トバゴ共和国	25			25
ケニア共和国			1	1
ラトビア共和国		1		1
フィジー共和国	4			4
トンガ王国	2			2
サモア独立国	2			2
パラオ共和国	2			2
ミクロネシア連邦	1			1
ベトナム社会主義共和国		1		1
総計	3,986	365	9	4,360

3. 2012 年度における都道府県別参加人数（2012 年 7 月 1 日現在）

都道府県名	ALT	CIR	SEA	総計	都道府県名	ALT	CIR	SEA	総計
北海道	217	16		233	山口県	46	5		51
青森県	112	16		128	徳島県	73	8		81
岩手県	20	3		23	香川県	36	4		40
宮城県	56	3		59	愛媛県	98	6		104
秋田県	97	10		107	高知県	81	16		97
山形県	74	5	2	81	福岡県	107	7		114
福島県	126	5		131	佐賀県	46	5		51

茨城県	40	4		44	長崎県	161	14	5	180
栃木県	27	3		30	熊本県	97	3		100
群馬県	117	2		119	大分県	80	6		86
埼玉県	82	5		87	宮崎県	63	13		76
千葉県	53	3		56	鹿児島県	119	16		135
東京都	10			10	沖縄県	81	6		87
神奈川県	3	1		4	札幌市	35	5		40
新潟県	90	9		99	仙台市	66	2		68
富山県	79	10		89	横浜市		1		1
石川県	97	18		115	川崎市		1		1
福井県	88	4		92	名古屋市		1		1
山梨県	54	4		58	京都市	36			36
長野県	65	7		72	大阪市	17	3		20
岐阜県	54	9		63	神戸市	111	3		114
静岡県	103	5		108	広島市		3		3
愛知県	7	5		12	北九州市	14	4		18
三重県	99	7		106	福岡市		4		4
滋賀県	88	5		93	千葉市		1		1
京都府	84	7		91	さいたま市				
大阪府	73			73	静岡市	16			16
兵庫県	183	6		189	堺市		2		2
奈良県	53	4		57	新潟市	2	5		7
和歌山県	44	2	2	48	浜松市	3	2		5
鳥取県	55	12		67	岡山市	2			2
島根県	60	19		79	相模原市		1		1
岡山県	54	1		55	熊本市	29	4		33
広島県	103	4		107	総計	3,986	365	9	4,360

★4. 「特別活動」

特別活動には、「学級活動」又は「ホームルーム活動」、「児童会活動」又は「生徒会活動」、「クラブ活動」（小学校のみ）、「学校行事」がある。

●5. 「語学指導」

ここでいう、「地域住民に対する語学指導」とは、地域住民を対象とする外国語教室又は異文化理解講座等を指す。

6. 「指定言語」

英語圏諸国（アメリカ合衆国、英国、オーストラリア連邦、ニュージーランド、カナダ、

アイルランド、南アフリカ共和国、シンガポール共和国、ジャマイカ、バルバドス、トリニダード・トバゴ共和国等）においては英語、フランス共和国においてはフランス語、ドイツ連邦共和国においてはドイツ語、中華人民共和国においては中国語、大韓民国においては韓国語、このほか英語圏以外の国の場合は英語又はその国の主要言語。

7. 租税条約等により、日本の租税免除の適用を受ける者は、必ずしも母国での納税が免除される訳ではない。母国における租税制度がどのようなになっているのかを知ることは参加者の責任であり、課税の場合は、参加者が負担することになる。

8. 「政令指定都市」

政令で指定された人口 50 万人以上の市。大都市行政を効率的に運営するため、通常道府県に属する事務が移譲されている。現在は、札幌、仙台、新潟、さいたま、千葉、横浜、川崎、相模原、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡、熊本の 20 市。